

福祉用具専門相談員が知っておきたい

補装具の制度と短下肢装具の チェックポイント



はじめに

介護保険の居宅サービスにおいて福祉用具は居宅介護支援に次いで利用する方が多く、要支援者・要介護者の自立を支援するサービスとしてなくてはならないサービスになりました。介護保険で給付される福祉用具の種目は限定されていますが、介護保険以外の公的給付の対象となる福祉用具には障害児・者等に対する補装具、日常生活用具があり、また、公的給付の対象とならない福祉用具としては自助具をはじめ様々な生活動作を支援する用具があります。

これらの福祉用具は高齢者や障害者等の生活動作の自立を直接的に支援するものです。介護支援専門員、福祉用具専門相談員をはじめとする専門職は、介護保険対象外の福祉用具を活用し、要介護者・要支援者の生活機能の向上とともに自立を促進することが大切です。

本小冊子では、障害者総合支援法で給付される補装具とその給付制度について概説し、とくに補装具のなかでも要介護状態になる原因の一つである脳卒中片麻痺の方がよく使用する短下肢装具について、その役割、機能、メンテナンス、チェックポイント等について紹介します。脳卒中の下肢装具は、回復期リハビリテーション病院等で処方された後、メンテナンスされないまま使われることも多く、生活機能の低下につながっていることが少なくありません。

介護支援専門員、福祉用具専門相談員等の方々には本小冊子を活用して、適切な支援につなげて頂ければ幸いです。

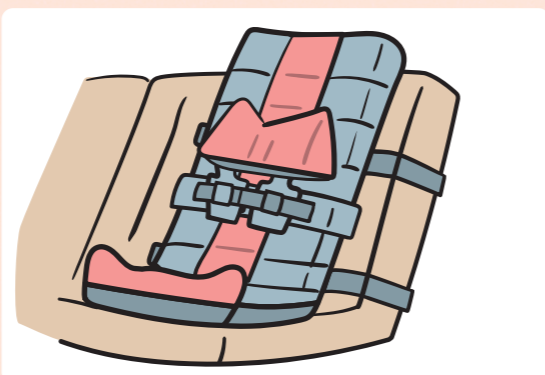
CONTENTS

はじめに	02
補装具とは	
補装具の定義	04
補装具の種目	04
補装具の種類と機能	
義肢・装具・姿勢保持装置	05
車椅子・電動車椅子・視覚障害者安全つえ	06
義眼・眼鏡・補聴器	07
車載用姿勢保持装置・歩行器・歩行補助つえ	08
重度障害者用意思伝達装置・人工内耳・起立保持具・排便補助具	09
補装具費の支給と流れ	
補装具費支給制度	11
償還払いの場合	12
代理受領の場合	13
脳卒中で用いられる短下肢装具	
脳卒中による片麻痺と短下肢装具	15
主な短下肢装具の種類	18
短下肢装具のチェックポイント	
破損・部品の不具合	21
不適合	22
補装具の破損や不適合が生じた際の相談窓口	23

補装具の種類と機能

⑩ 車載用姿勢保持装置

車載用姿勢保持装置とは、自動車に乗車する際に、適切な姿勢を保てるよう身体を支える装置です。障害の特性に応じて、パッドやベルトなどを用いて身体を安定させ乗車を可能にします。



⑪ 歩行器

歩行器とは、歩行機能に不安のある人が、手や腕で身体を支えながら操作し、安定して歩行できるよう補助する歩行補助具です。一部の歩行器には、スリングやサドルなどを取り付けて、体重を部分的に預けられる構造になっているものもあります。



⑫ 歩行補助つえ

つえとは、足の機能障害に対して身体の支持やバランスの保持や体重の免荷などを目的とした歩行補助具です。補装具のつえの種類は、松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚つえ、プラットホーム杖となり、単脚つえは含まれません。



⑬ 重度障害者用意思伝達装置

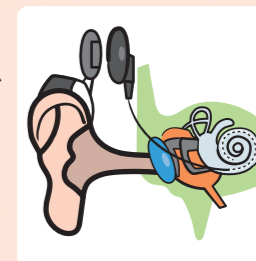
重度障害者用意思伝達装置とは、発話や筆談によるコミュニケーションが困難な言語機能障害の方が、自分の意思や感情を他者に伝えるために使用する補助装置です。この装置には、ひらがななどの文字を選んで文章を作成し、それを画面に表示したり音声で読み上げたりする機能などが備わっています。



⑭ 人工内耳

(人工内耳用音声信号処理装置修理)

人工内耳とは、聴覚に障害があり、補聴器では十分な効果が得られない方のために使用される人工臓器です。音を電気信号に変換し、聴神経に直接伝えることで、聴覚を補います。なお、補装具の対象となるのは、「人工内耳用音声信号処理装置の修理」のみとなります。



障害児のみの補装具

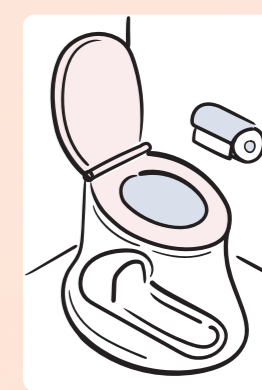
⑮ 起立保持具

起立保持具とは、立った姿勢を保つことが難しい児に対して、下肢・上肢・体幹の発達や機能を補助する目的で使用されるものです。



⑯ 排便補助具

排便補助具とは、排便動作を補助することを目的とした用具で、持ち運びが可能なものに限られます。パッドなどの部品を装着することや、背もたれや腰掛けを備えた椅子状の構造により、使用者が安定した座位を保持したまま、排便を行える機能を有しています。



② 脳卒中片麻痺の歩行

脳卒中による片麻痺では、歩行にさまざまな特徴が見られます。たとえば、歩幅や遊脚相(足を振り出す動作)に左右差が出やすく、歩行速度の低下、麻痺側の単脚支持期(片足で体を支える時間)の短縮、両足が地面についている両側支持期の延長などが生じます。

痙性麻痺の場合には、内反尖足が生じやすく、足先を床にひっかけてしまうことがあります。これを補うために、ぶん回し歩行など代償動作が見られるようになります。さらに、立脚相では「膝折れ」が起こる場合や、逆に膝が不自然に伸びきってしまう「反張膝」を呈することもあります。このような歩行障害は転倒のリスクを高め、自立した歩行能力に大きな影響を及ぼします。



③ 短下肢装具の効果・必要性

脳卒中による片麻痺のある方に対して使用される短下肢装具は、次のような効果があります。

- 足首の動きを制御(コントロール)
- 足と床との距離を確保し、歩行を補助
- 膝の反張膝を防止

短下肢装具を使用しない場合、内反尖足のため、つま先が床に引っかかりやすくなり、転倒のリスクが高まります。短下肢装具を使用することで、つま先が上がるよう足首の動きをコントロールし、足と床との距離を確保して歩行の補助を行います。また、反張膝の予防にもつながります。

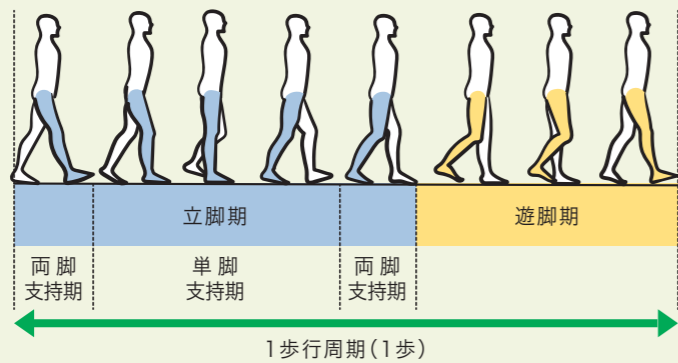
コラム

短下肢装具とは

短下肢装具: Ankle-foot orthoses
AFO: 下腿から足底に及ぶ構造をもち、足関節の動きを制動する下肢装具

*文献 日本整形外科学会:義肢装具のチェックポイント 第9版.2021.

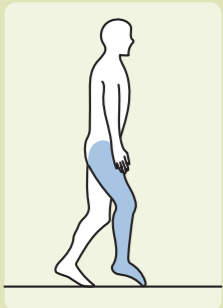
○健常者の歩行



○片麻痺の人の歩行

【尖足の引っかかり】

尖足によってつま先が床に引っかかりやすくなる



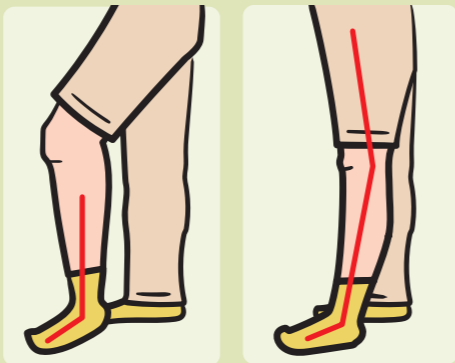
【ぶん回し歩行】

麻痺側の足が床に引っかからないよう、腰を使って足を外側から円を描くように振り出す歩き方。

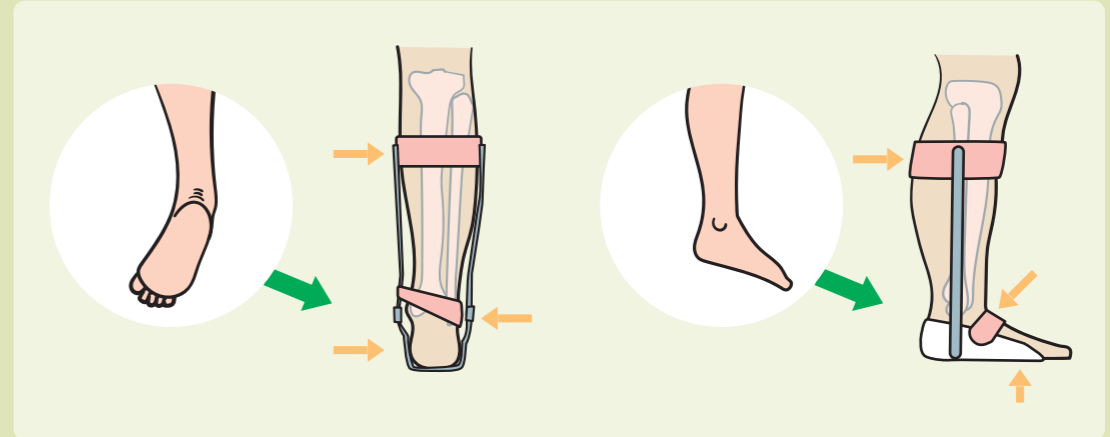


【反張膝】

本来少し曲がるはずの膝が、立脚中に後ろに反ってしまう状態。膝関節に負担がかかる。



○短下肢装具によって足に加わる力と方向



つま先が下がらないよう足首をコントロールし、床との距離を確保する



短下肢装具を使用することで踵から床に接地できる

